

## 【申請者様へのお知らせ】

### 精神障害者保健福祉手帳の更新手続の臨時的な取扱い について

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、臨時的な取扱いがなされています。

#### 精神障害者保健福祉手帳

##### 1 更新の申請

(1) 診断書を添えて行う申請

**診断書の提出を猶予する取扱いにより、申請書のみでの更新手続が可能です。この場合は、現手帳の有効期限から1年以内に診断書を提出してください。**

《対象者》 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に手帳の有効期限を迎える方

《留意事項》 **猶予期間（1年）内に診断書の提出がない場合は、1年を超えた期間の手帳は無効となります。**

○通常どおり診断書を添えて行う申請も可能です。

(2) 年金証書等の写しを添えて行う申請 変更なし。通常どおりの書類が必要です。

2 新規の申請 変更なし。通常どおりの書類が必要です。

3 等級変更の申請 変更なし。通常どおりの書類が必要です。

○精神障害者保健福祉手帳と同時に自立支援医療（精神通院）の申請をされている方は、次回以降も診断書の提出が1度で済むように手続きができます。受付窓口へお尋ねください。

郵送による申請ができます。申請書類の送付先は、お住いの市町の受付窓口です。

ご不明な点がございましたら、お住まいの市役所・町役場の精神保健福祉受付窓口、  
又は県立総合精神保健福祉センター（082-884-1051）へお尋ねください。